

【説明書】

丸森町

令和6年度 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種対象の皆さまへ

肺炎で亡くなる日本人の97.8%が65歳以上^{※1}の方で、日常でかかる肺炎の病原菌で最も多いのが肺炎球菌^{※2}です。

この予防接種は義務ではなく、本人が接種を希望する場合のみに行います。

予防接種を受ける前に高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の効果や副反応等をよく理解し、医師とよく相談した上で接種をご検討ください。

出典 ※1：厚生労働省、人口統計（確定数）2022年 ※2：日本呼吸器学会、成人肺炎診療ガイドライン2017

○肺炎球菌感染症と予防接種の効果

肺炎球菌は、おもに唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。

この予防接種で使用するワクチンは 23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン で、感染を起こす頻度の高い 23 種類の肺炎球菌に効くワクチンを含有しているため、接種により重症化予防や死亡リスクの軽減が期待できます。

健康な方は、1回の接種で5年は効果が持続するとされ、毎年接種する必要はありません。

○令和6年度の接種対象者と自己負担金など

令和6年度の接種対象者は以下のとおりです。

接種対象者

丸森町に住民登録があり、今までに肺炎球菌ワクチンを一度も接種したことのない方で、以下の①②のいずれかに該当する方。

① 65歳の方

② 60歳以上 64歳以下の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のある方（身体障害者手帳1級相当の方）

接種期間	令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで		
予防接種法上の分類	定期接種【B類疾病】	接種医療機関	自己負担金
	• 個人予防が重点 • 努力義務なし	丸森町・角田市及び 県内の医療機関	5,100円

◇接種料金8,500円のうち、3,400円を町が助成します。

◇定期接種対象者で生活保護世帯の方は、生活保護受給証明書の提示で無料になります。

◇過去に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は定期接種の対象となりません。

裏面もご覧ください

《予防接種を受ける前に》

- ◇この予防接種は義務ではありません。本人が接種を希望する場合のみに行います。
 - ◇予防接種を希望される方は、事前に医療機関へ予約してください。（県内の医療機関に限る）
 - ◇予診票は丸森町・角田市の医療機関にあります。それ以外の医療機関（県内）で接種を希望する方には予診票を配付しますのでご連絡ください。

＜参考：予防接種済証＞

《医療機関では》

- ◇対象者であることを確認しますので、健康保険証や運転免許証などをご提示ください。
 - ◇分からないことがある場合には、予防接種を受ける前に医師や看護師に質問し、納得したうえで接種を受けましょう。
 - ◇接種前は、医師の診察がありますが、診察結果によっては予防接種が受けられない場合があります。
 - ◇接種後は、自己負担金5,100円 を医療機関の窓口でお支払いください。
 - ◇医療機関で発行する「予防接種済証」を保管して、ご自分の接種記

No. _____

インフルエンザ
(1 回目 ・ 2 回目) 予防接種済証

成人用肺炎球菌

住所 丸森町_____

氏名 _____

生年月日 大正・昭和・平成・令和 _____ 年
_____ 月 生(満) _____ 歳)

予防接種を行った年月日
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

予防接種を行った医療機関

丸森町長 保 科 郷 雄 印

《予防接種を受けたあと的一般的注意事項》

- ◇予防接種後30分間は急な副反応が起こることがありますので、できるだけ医療機関で体調の変化がないか確認してください。
 - ◇接種当日はいつもどおりの生活で問題ありませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
 - ◇接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすらないでください。
 - ◇肺炎球菌ワクチンは、5年以内に再接種を行いますと、初回接種よりも接種部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応の確率が高くなり、程度も強く発現することがありますので、5年以上間隔をあけて接種するようご注意ください。

《副反応について》

- ◇注射のあとが、腫れたり、痛んだり、ときには軽微な発熱などの一般的な副反応がみられることがあります、日常生活に差し支えるほどのものではなく1~2日で消失します。
 - ◇予防接種を受けたあと、注射のあとが熱を持つものすごく腫れるなど、接種後の気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師にご相談ください。
 - ◇肺炎球菌ワクチンの接種により健康被害が発生した場合には、予防接種法による救済制度を受けられる場合があります。（予防接種健康被害救済制度：厚生労働省）

問合せ先：保健福祉課保健予防班

TEL 72-3019